

## 第35回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年12月26日(木)午後2時58分から午後4時10分

2. 開催場所 川西町中央公民館 403号室

3. 出席委員(10名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 黒澤 一利

委員 1番 高橋 睦子、2番 鈴木 秀男、3番 後藤 満良、4番 新野 勝廣

5番 佐々木 一宏、6番 新野 庄右エ門、7番 船山 マサエ、8番 高橋 孝博

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第55号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん委員会審議結果報告について

第 5 報告第56号 非農地証明の結果報告について

第 6 報告第57号 地目認定に関する照会について

第 7 報告第58号 人・農地プラン検討会の結果報告について

第 8 議第191号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 9 議第192号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について  
(所有権の移転)

第10 議第193号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について  
(賃貸借権の設定)

第11 議第194号 農地転用に伴う事業計画変更申請に対する意見について

第12 議第195号 農用地利用集積に対する決定について

第13 議第196号 農用地利用集積に対する決定について(農地中間管理事業)

第14 議第197号 川西農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 阪野 正則、事務局長補佐 内谷 新悟、主事 淀野 拓也、主事 玉田 絵里子

主事 田宮 枝里子

6. 会議の概要

事務局長 阪野正則

みなさん、大変ご苦労様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

会長 大沼藤一

総会につきましては、スムーズな議事進行にご協力いただくようお願い申し上げます、あいさついたします。

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 大沼藤一

それでは、ただ今より第35回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。議席7番船山マサエ委員、議席8番高橋孝博委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より内谷事務局長補佐並びに玉田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

議長 大沼藤一

日程第4、報告第55号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん委員会審議結果報告についてを、上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主事 淀野拓也

資料の1ページをご覧ください。報告第35号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん委員会審議結果報告について川西町農地移動適正化あっせん基準に基づき審議された内容です。

所有権の移転。11月申し出件数4件、田19,416㎡。個人への調整決定件数3件、田9,839㎡。取り下げ1件、田9,577㎡。支援センター保有分、売り渡し件数3件、田40,533㎡。所有権移転合計6件、田50,372㎡。

利用権の設定。11月再設定件数4件、田37,948㎡。利用権設定合計4件、田37,948㎡。なお、詳細については、後ほどの農用地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。以上です。

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第5、報告第56号非農地証明の結果報告についてを、上程いたします。  
事務局の報告を求めます。

事務局長補佐 内谷新悟

7ページをご覧ください。議第56号非農地証明の結果報告について、願出件数は1件です。  
(非農地証明についてを、朗読により説明) 以上です。

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第6、報告第57号地目認定に関する照会についてを、上程いたします。  
事務局の報告を求めます。

事務局長補佐 内谷新悟

9ページをご覧ください。議第57号地目認定に関する照会について、国土調査法(昭和26年6月1日法律第180号)地籍調査作業規程準則第29条の規定による地目の調査を実施し、調査後の地目認定の可否について川西町長から紹介依頼があったので下記のとおり報告する。  
(地目認定に関する照会についてを、朗読により説明) 以上です。

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第7、報告第58号人・農地プラン検討会の結果報告についてを、上程いたします。事務局の報告を求めます。

事務局 淀野拓也

10ページをご覧ください。報告第58号人・農地プラン検討会の結果報告について  
(人・農地プラン検討会の結果報告についてを、朗読により説明)、以上です。

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第8、議第191号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを、上程します。  
事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

12ページをご覧ください。議第191号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。通知件数は45件です。

(議第191号番号1番から45番までの件について朗読により説明)

議長 大沼藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を受理することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第9、議第192号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)を、上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

21ページをご覧ください。議第192号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は7件です。

(議第192号1番から7番までの件について説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。始めに番号1番から5番までの件について、議席9番黒沢一利委員より報告願います。

9番 黒沢一利委員

番号1番、2番について、12月16日に荒井推進委員が現地調査しました。今回の申請は、交換です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。

番号3番について、12月16日に荒井委推進員が現地調査しました。今回の申請は、経営規模縮小・経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a対価●●万円は妥当だと判断します。

番号4番について、12月16日に荒井推進委員が現地を確認しました。今回の申請は、経営規模縮小・経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a対価●●万円は妥当だと判断します。

番号5番について、12月16日に荒井推進委員が現地調査しました。今回の申請は、贈与・受贈です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。

議長 大沼藤一

次に番号6番の件について、議席2番鈴木秀男委員より報告願います。

2番 鈴木秀男委員

番号6番について、12月13日竹田総一推進委員が現地調査しました。今回の申請は贈与・受贈です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。

議長 大沼藤一

次に番号7番の件について、議席4番新野勝廣委員より報告願います。

4番 新野勝廣委員

番号7番について、12月16日小形推進委員が現地調査しました。今回の申請は経営規模縮小・経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a対価●●万円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第10、議第193号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(貸借借権の設定)を、上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

23ページをご覧ください。議第193号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の貸借借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は15件です。

(議第193号番号1番から15番について説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただ今の説明に関連して、各担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。初めに番号1番から13番までの件について、本職より報告いたします。

10番 大沼藤一委員

番号1番について、12月17日齋藤修一推進委員が現地調査しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円、●●円は妥当だと判断します。

番号2番について、12月17日齋藤修一推進委員が現地調査しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃・田●●円、畑●●円は妥当だと判断します。

番号3番について、12月18日齋藤修一推進委員が現地調査しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃・田●●円、畑●●円は妥当だと判断します。

番号4番について、12月17日齋藤修一推進委員が現地調査しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号5番について、12月13日齋藤修一推進委員が現地調査しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号6番から13番について、12月21日齋藤修一推進委員が現地調査しました。今回の申請のうち6番から12番は貸し直し、借り直し、13番については貸し直し、経営規模拡大です。賃借

人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て 10 a 借賃が 6 番については●●円、7 番、8 番については田●●円、畑●●円、9 番については●●円、●●円、●●円、10 番については●●円、11 番については●●円、12 番については●●円、13 番については●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

次に番号14番及び15番の件について、議席9番黒澤一利委員より報告願います。

9番 黒澤一利委員

番号14番について、12月16日荒井推進委員が現地調査しました。今回の申請は貸し直し、借り直しです。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て 10 a 借賃●●円は妥当だと判断します。

番号15番について、12月16日荒井推進委員が現地調査しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て 10 a 借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第11、議第194号、農地転用に伴う事業計画変更申請に対する意見についてを、上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 内谷新悟

27ページをご覧ください。議第194号農地転用に伴う事業計画変更申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う事業計画変更申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第194号1番について朗読により説明)

番号1番について説明します。本件は、平成31年1月22日に農地法5条で転用許可がされた計画のうち、事業の一部を変更する案件となります。変更内容は、整備区域内の雨水が直接水田に流出することを防ぐために、敷地内に水路を設置し、水田と住宅敷地の

間に緩衝施設を設置するもので、周辺農地への影響を防止する策を強化するものです。また、変更に伴う資金計画については、当初提出された金融機関の融資見込証明で確認がとれます。以上、今回の計画変更申請は許可基準に沿った申請内容となっています。

議長 大沼藤一

次に、現地調査等の結果について、議席8番高橋孝博委員より報告願います。

8番 高橋孝博委員

番号1番については、令和元年12月16日に新野庄右工門委員と私、及び事務局で現地調査をしてきました。

今回の事業計画変更については、平成31年1月に許可された住宅建設の排水対策を強化し水田等への雨水の流入を防ぐため、計画の一部を変更するものです。変更内容は、周辺農地への影響を軽減するための対策を強化するもので、申請内容に問題はないと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

議長 大沼藤一

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第12、議第195号、農用地利用集積計画に対する決定についてを、上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 淀野拓也

議第195号、農用地利用集積計画に対する決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。

29ページです。(議第195号本文及び整理番号7983番から7994番を朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。



議長 大沼藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。よって、本案件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

議長 大沼藤一

日程第13、議第196号、農用地利用集積計画に対する決定について(農地中間管理事業)を、上程いたします。農地中間管事業に関する審議については、地区毎に行うことを慣例としておりますが、この度は一括して審議します。事務局の説明を求めます。

主事 田宮枝里子

議第196号、農用地利用集積計画に対する決定について(農地中間管理事業)、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。

34ページです。(議第196号本文及び整理番号7995番から8015番について朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けします。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号7995番から8015番について計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。よって、本案件全件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

議長 大沼藤一

日程第14、議第197号 川西農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを、上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 内谷新悟

議第197号川西農業振興地域整備計画の変更について。川西農業振興地域整備計画の変更について、川西町長より協議依頼があったので意見を求める。

なお、詳細は川西農業振興地域整備計画の所管であります産業振興課担当より説明をいたします。

議長 大沼藤一

続きまして、川西町農業委員会会議規則第15条の規定により、担当課に資料の説明を求めます。

産業振興課農業企画主幹 佐藤賢一

議第197号について、資料の朗読により説明

議長 大沼藤一

ただ今の件につきまして、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、計画の変更に対して賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。よって、本件については同意の意見を付して川西町長に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

これもちまして、第35回川西町農業委員会総会を閉会いたします。